

御購読者各位

『1回30分のSAトレーニング FOCUS 刑法』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版1刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p.235 ⑥	行使の目的で通貨を偽造・変造すれば、 <u>偽造通貨行使罪</u> は既遂となる。実際に行使しなくてもよい。	行使の目的で通貨を偽造・変造すれば、 <u>通貨偽造（変造）罪</u> は既遂となる。実際に行使しなくてもよい。
p.238, 239 [4]	行使の目的で通貨を偽造・変造すれば、行使をしてなくとも、 <u>偽造通貨行使罪</u> は既遂となる。	行使の目的で通貨を偽造・変造すれば、行使をしてなくとも、 <u>通貨偽造（変造）罪</u> は既遂となる。

(注) 下線部分：訂正箇所

以上

令和5年2月

御購読者各位

『1回30分のSAトレーニング FOCUS 刑法』

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

本書（初版1刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p 221 設問〔4〕中	...非現住建造物等放火罪が成立する。	... <u>自己所有</u> 非現住建造物等放火罪が成立する。

(注) 下線部分：訂正箇所

以上